

第 31 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和 2 年 8 月 26 日(水)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番 原田 義一	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ	5 番 川本 聖光
6 番 松山 純久	7 番 清水 康彦	8 番 中田 善喜	9 番 林 秀司
10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	

2 欠席委員

2 番 岡本 嗣喜	12 番 渡邊 弘登	13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長

農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 31 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。新型コロナウイルスの関係で、おそらく年内は講堂が使えないだろうということで、弥栄支所で開催しております。また、推進委員さんも 3 密を防ぐため欠席をしていただいております。農業委員のみで開催しております。これについてもご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>本日の欠席は、2 番 岡本委員、12 番 渡邊委員、13 番 岡本委員、14 番 青葉委員以上 4 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>なお、本日の議事録署名者は、9 番 林委員、10 番 三浦委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思えます。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、7 件、10 筆、10,912 ㎡となっております。</p> <p>また、5 ページには、農地中間管理事業の特例事業として、6 月にご承認いただいた農地売買等支援事業での案件が、今度は、しまね農業振興公社から個人の方へ所有権移転となっており 1 件、1 筆、2,748 ㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 8 月 31 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 9 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>

会 長	無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ1段目、ゼンリン位置図は4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、田橋町の田です。場所は、美川公民館西分館から約600m北東の中町内です。この申請は、譲渡人から譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は130a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上1件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、18番 佐々木委員、お願いします。</p>
18番 佐々木委員	8月13日に永見推進委員と事務局とで現地確認を行いました。この写真で見られるように、管理も行き届いておりますのでよろしく

	<p>お願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 3 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。 では、採決に入ります。 第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。 農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 1 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 6 ページ、図面番号②、現況写真は、1 ページ中段をご覧ください。申請地は、旭町今市の田です。場所は浜田市旭支所から約 400m 北西の下城です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は駐車場で、すでに駐車場として使用している状況であり、資料 7 ページには始末書が添付されています。周囲には耕作されている農地はなく、影響は無いように思われます。 2 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 8 ページ、図面番号③、現況写真は、1 ページ下段をご覧ください。申請地は、後野町の畑です。場所は石見公民館後野分館から約 150m 南西の 5 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、資材置場であります。この案件も顛末書が資料 9 ページに添付されており、譲受人の実家が空き家になり、家業の建築工務店の資材置場として利用するのに、今年の春先に砂利を敷いたという内容です。周囲には農地がないため、影響は少ないと思われます。 3 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ 3 段目、ゼンリン地図は 10 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧</p>

	<p>ください。申請地は、浅井町の畑です。場所は浜田医療センターから約 400m 西の 5-5 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種住居地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場です。資料 11 ページには、こちらも始末書が添付されておりますが、自宅前の道路工事に合わせて、譲渡人が直接業者に駐車場の整備をお願いされたようです。</p> <p>4 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ 4 段目、ゼンリン地図は 12 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。申請地は、生湯町の田です。場所は浜田市不燃ごみ処理場から約 600m 西の 2 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、資材置場であり、これも始末書が資料 13 ページについています。平成 30 年 2 月から平成 30 年 8 月に資材置場として整備をしているようですが、周囲への影響は少ないように考えられます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 4 件です。</p>
会 長	ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。
会 長	1 号について、3 番 宮崎委員、お願いします。
3 番 宮崎委員	ただ今、事務局から説明があったとおりで、私が知っている限りでは、かなり前から駐車場でした。今回、始末書が添付されていますので、よろしくお願いします。
会 長	2 号について、16 番 大谷委員、お願いします。
16 番 大谷委員	先日、現地を確認しました。顛末書に詳しく理由が書いてあり、先に資材置場として整備されたものですが、仕方がないと思います。よろしくお願いします。
会 長	引き続き 4 号について、お願いします。
16 番 大谷委員	こちらも先日現地確認を行いました。地元である奥迫推進委員も、市道から進入する進入路が封鎖されていたため、このように変わっていたとは自分も知らなかったと言っておられました。現況は、す

	でに資材置場として利用されており、始末書も出ているのでやむを得ないと思います。よろしく申し上げます。
会 長	3号について、6番 松山委員、お願いします。
6番 松山委員	先日、神田委員と事務局と現地を確認に行きました。先ほど、事務局が説明されたとおりですので、よろしく申し上げます。
会 長	以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	無いようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。
係 長	それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。 資料14ページ、ゼンリン地図は15ページ、図面番号⑥、現況写真は、2ページ下段と3ページ上段をご覧ください。届出地は、金城町小国の田です。場所は、小国公民館から約2km北西の田ノ原です。浜田県土整備事務所が広域基幹林道金城弥栄線の道路工事に伴う廃土処理を行うもので、廃土期間は、許可日から令和8年3月末までとなっています。埋め立て後は、再び農地として利用する計画です。 続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。 1号は、資料16ページ1段目、ゼンリン地図は17ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。届出地は、金城

	<p>町小国の田です。場所は、小波の郷から約 1,400m 北東の深笹上です。この届出は、昨年 7 月 26 日の総会でも報告している案件で、今回は、新システム導入に伴う基地局用地の拡張工事として、令和 2 年 12 月 14 日頃から令和 3 年 3 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>2 号は、資料 16 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 18 ページ、図面番号⑧、現況写真は、3 ページ下段をご覧ください。届出地は、国分町の畑です。場所は、国府公民館から約 700m 北東の唐鐘 5 町内です。この届出は、令和 2 年 8 月 27 日頃から 12 月 25 日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>公共事業による廃土処理届出書は、面積が 1 丁以上あるが、田にするのか、畑に戻すのか。</p>
係 長	<p>以前は、牧草地として利用されていたようですが、畑に戻すように伺っています。</p>
会 長	<p>ちゃんと農地として戻すのであれば、肥土を 40～50cm 程度あるくらいにしてもらいたい。</p>
係 長	<p>県に伝えます。</p>
会 長	<p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。ほかにありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第 31 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 00 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員